

## 新潟県柏崎市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、平成16年新潟県中越地震による住宅等の被災を教訓として、地震に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅の耐震診断を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、新潟県柏崎市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領(平成27年4月1日実施)第4条第1項の規定に基づき柏崎市木造住宅耐震診断士登録証の交付を受けた者(以下「診断士」という。)が実施調査等により建築物の耐震性を診断することをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に所在する個人所有の住宅で次の各号のすべてに該当する住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅
- (2) 一戸建て住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているものに限る。)
- (3) 地上2階建て以下の住宅
- (4) 対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している住宅
- (5) 国等の特別な認定を得た工法以外で建築された住宅

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、対象住宅を所有する個人であつて、かつ、市税を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

( 交付申請 )

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書 ( 別記第 1 号様式 ) に、次の書類を添付して、事業実施年度の 1 1 月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は見積書の写し
- (2) 市税完納証明書
- (3) 居住者が所有者の 2 親等以内の親族であることが分かる書類  
( 所有者と居住者が異なる場合に限る。 )
- (4) その他市長が必要と認める書類

( 決定通知 )

第 7 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書 ( 別記第 2 号様式 ) 又は補助金不交付決定通知書 ( 別記第 3 号様式 ) により、速やかに申請者に通知するものとする。

( 耐震診断の変更 )

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者 ( 以下「補助事業者」という。 ) は、耐震診断の申請内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書 ( 別記第 4 号様式 ) を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定変更通知書 ( 別記第 5 号様式 ) により補助事業者に通知するものとする。

( 耐震診断の中止 )

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業を中止するときは、補助事業中止届 ( 別記第 6 号様式 ) を市長に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 1 0 条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、補助事業実績報告書 ( 別記第 7 号様式 ) に、次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 耐震診断書 ( 診断士が耐震診断の結果を取りまとめた書類をい

う。)の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和8年5月31日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

別表(第5条関係)

延べ面積	耐震診断費用	補助対象者負担額	補助金の額 (限度額)
70㎡以下	88,000円	10,000円	78,000円
70㎡を超え175㎡以下	99,000円	10,000円	89,000円
175㎡を超える	121,000円	10,000円	111,000円

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。